森林施業の集約化を行う林業事業体への森林簿等情報の提供について

1 森林簿等とは

(1) 作成目的

地域森林計画^{※1}を立てるにあたり、森林の状況等の各種基礎データが必要であり、森 林簿等(森林簿及び森林計画図をいう。以下同じ。)は、そのための基礎資料とするこ とを目的として、県において作成している。

また、作成した森林簿等は、市町村森林整備計画**2や森林経営計画**3の作成にも活用するため、市町村等にその写しを提供している(参考1)。

- ※1. 森林法第5条第1項に基づき、知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるものである。
- ※2. 森林法第10条の5に基づき、市町村長が地域森林計画に適合して、市町村の森林関連施策の方向 や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定める計画。森林経 営計画の指針であり、地域森林のマスタープランとなる。
- ※3. 森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う 森林における施業及び保護について作成する5年間の計画。具体的な個々の森林についての整備を行 う計画であり、市町村森林整備計画に照らして適当であることが必要である。

参考 1:「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」 平成 12 年 5 月 8 日付農林水産事務次官依命通知

地域森林計画をたてようとするときは、あらかじめ、調査結果に基づき、当該 地域森林計画対象とする森林について、林況等をとりまとめた森林簿を作成する こと

なお、地域森林計画の対象となる森林にかかる<u>森林簿は</u>、市町村森林整備計画の樹立及び<u>森林経営計画の作成等にも活用するものである</u>ことに留意して作成すること。

(2) 作成方法

森林簿等は字切図や国土地理院地形図等の資料や目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読、または森林組合等現地の状況に精通している者から情報収集を行い作成している。その後の経年変化による所有者の異動は市町村の課税台帳等、森林施業情報は森林組合などからの情報により情報更新を行っている。また、森林経営計画が作成されるなど集約化が行われた場合は、そのデータを森林簿等にフィードバックし精度向上も図っている。

(3)森林簿様式

森林のまとまりの位置づけとして、林班、小班、施業番号ごとに、森林の所在地、所有者、面積、樹種、林齢、材積等を取りまとめた帳票。

なお、参考3により、森林簿の様式及び記載方法が示されている。

(4) 現在の提供状況

- ○経常的提供先(行政事務や市町村森林整備計画の作成、組合管轄森林の管理・経営)
 - · 市町村林務担当課、森林組合**
- 〇申請による交付先(山形県地域森林計画関係資料取扱要領に基づく)
 - 森林所有者
 - ・森林所有者からの委任状を得た者
 - 行政機関
 - 学術研究機関

参考2:森林組合

1 森林組合とは

中小規模の森林所有者を組合員とし、組合員が互いに協力するために設立した協同組合のこと。森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づいて設立され、森林を所有する組合員の出資により運営される。

森林組合は、零細所有者が多い森林所有構造において、地域林業の中核的な担い手としての 役割が期待されている。

2 森林組合の事業 (森林組合法第9条)

- ・組合員のためにする森林経営に関する指導
- 組合員の委託を受けて行う森林施業または経営
- ・病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
- ・組合員の生産する林産物の運搬・加工・販売
- ・組合員の林業に必要な種苗の育成
- ・組合員の林業に必要な林道の設置
- ・組合員のための森林経営計画の作成 ※ 抜粋

また、組合員以外の森林所有者の参加が森林施業の共同化を図るために必要と認められるときは、組合は、その者に対し参加するよう勧奨することができる。(森林組合法第 25 条第 4 項)

以上より、森林組合は森林所有者の共同組織であり、かつ地域の森林経営・森林整備を主たる業務にしていることから、相当の公益的性質を有する組織とみなして従来より森林簿等情報の提供を行ってきた経緯がある。

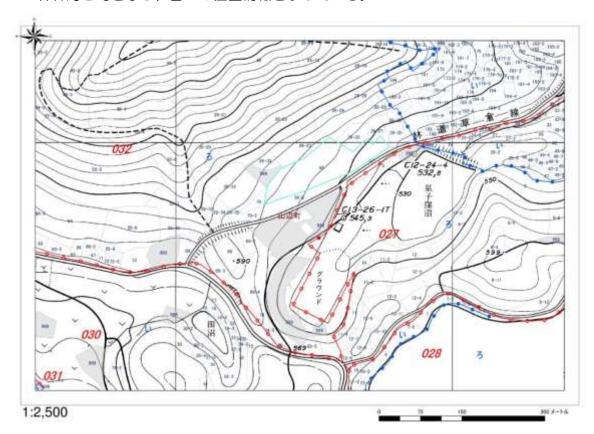
参考3:森林簿様式

		森	林	簿		材積數	地位		1	在村 + 年		1	施莱区分			- 8	推		5	推方	ŧ 1		草品
		末木	17	<u> </u>	\neg		4		10		内在往	1.1	有成单层		1		LΙ		1	報	生	1	- 5
Б	no5	2 計画区		击数柱	7	アカマツ	クロ・キ・ブ	+	13	★ 中級	表内在住	2	育双推萃		2	_	天勢	-	2	択	供	2	8.
۲	12	最上村		山田町	주	3	9	3		4	終在往	3	天然生	14	3	_	163		3	H	性	3	1.6
\vdash	林班	-	一片等地			2	ブ		114		不順	-		_	4		立さ	406	5	その日本		4	3
\vdash	032	小班 大字二		+ 1	4	4	1	4	1F	11:00	4-18	+		_	6	-	1	-	3 1	14.56.58.	-		
L	995		1 1 1	1	_	-2-1		È	1	_		+	_	-	-	-	-				_	=	-
15		大字・字コード	1	森林所有者コード	育	100		=	FA 960 870	12.00	24	1 = 6	al .	l.		-14	额	(m	0		標		
班里香号 枝番号	# 6	, th 5	******	不 班有者 有	地コードの開発	田本本田	登 会議直接	(ha)	堂 7	柳柳名 3	混合の合	ij,	1	4 4		総材積		成長量	標準性短前				
	7 6		森林所有老名		298		14	13	(h ±2	(ha)	会 堆		18	쥐 I	6	1	から当 材積	21	生	21	×	조	
100	\vdash		-	-	45	_	_	F			_	4		ш	+	4	+	10000	**	-	#1	⊢	-
056	001	0906 (95 A.R.O.	2013-21	910001 4-9-8	4	910	0001	18	26	1, 5676	1.11	17	ザツ		,	0	0	156		173	172	2	
056	002	0908 250 RAG	2013-21	\$10001 山野県	4	910	0001	18	26		0.28	3 2	ザツ		,	0	,	109		31	31		
069	001	0908 海谷 東華森	2013-53	910001 USE	4	910	0001	18	26	2. 9094	0.18	1 1	アカマツ			0		362	-65		65		
069	002	0908 1819 ****	2013-53	910001 止物器	4	910	0001	18	26		0, 11	1 1	スギ		3	5	2	553	61		61	,	
_	-		+	+	+	_		-	-	-	-	-		•	+-	-	+-	-		_	-	-	-

※地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について (平成12年5月8日付林野庁長官通知)」より→様式例を示している。

参考4:森林計画図

5千分の1の地形図に、地域森林計画の対象とする森林の区域を記入したもの。 森林簿と対をなし、各々の位置情報を示している。



2 森林計画制度

(1) 森林計画制度とは

森林の持つ<u>多面的機能の発揮と安定的な林産物の供給</u>を図るため、森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、目標を定め、森林を適切に管理・育成するための制度。

森林計画制度の理念

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面 的機能及び木材等の林産物の供給源など色々な面で人々の暮らしと深くかかわって いる。

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となり、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給の面で大きな支障をきたす。

しかも、森林が成長するためには長い年月を必要とするため、一度荒れてしまう と回復を図ることは容易でなく、国民生活に大きな影響を及ぼす。

このことから、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に管理・育成するために「森林計画制度」が設けられている。

(2) 森林計画制度の関係法令

① 森林法

我が国林政における最も基幹的な法律(昭和26年法律249号)。森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって**国土の保全**と**国民経済の発展**に資することを目的としている。

② 森林・林業基本法

森林・林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる 事項を定めた法律(昭和39年法律161号)。森林及び林業に関する施策を総合的か つ計画的に推進し、もって<u>国民生活の安定向上</u>及び<u>国民経済の健全な発展</u>を図るこ とを目的とした法律

(3) 森林計画制度の体系

次項のとおり

森林計画制度の体系

即

て 立

森林·林業基本法(S39.7.9)

第1条: この法律は、(中略) もって 国民生活の安定向上及び国民経済の 健全な発展を図ることを目的とす る。

森林•林業基本計画(政府)

【森林・林業基本法第 11 条第 1 項】

政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・ 林業基本計画を定めなければならない。

(森林の有する多面的機能発揮並びに<u>林産物の供給及び利用に関する目標</u>を定める計画。)

全国森林計画は、良好な自然環境の保全 及び形成その他森林の有する<u>公益的機</u> 能の維持増進に適切な考慮が払われた ものでなければならない。第4条3項

地域森林計画策定の基礎資料

森林簿等は、市町村森 林整備計画の樹立及び 森林経営計画の作成等 にも活用する。

森林簿等

都道府県知事は、森林経営計画の作成及 びこれらの達成ために必要な助言、指 導、資金の融通のあっせんその他の<u>援助</u> を行うように努めることとする。

森林法 191 条

森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に

関する森林関連情報の提供及び整備について

(林野庁長官通知 都道府県知事あて)

都道府県の有する森林関連情報の提供等に積極的に 取り組まれるようお願いする。

森林法 (S26.6.26)

第1条: この法律は、森林計画(中略)もって 国土の保全と国民経済の発展とに資すること を目的とする。

全国森林計画(国)

【森林法第4条第1項】

農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・ 林業基本法第11条第1項の**基本計画に即し**、(中略)全 国森林計画をたてなければならない。

(森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現のためのルール・ガイドラインを定めるもの)



即して立てる

地域森林計画(都道府県)

【森林法第5条第1項】

都道府県知事は、**全国森林計画に即して**、(中略)地域森林計画をたてなければならない。

(森林計画対象森林の設定や地域の森林施業の基本的な方法を定めるもの)



適合して立てる

市町村森林整備計画(市町村)

【森林法第10条の5第3項第4号】

市町村森林整備計画は、**地域森林計画に適合**したものでなければならない。

(地域の森林のマスタープランとして、森林所有者の 森林施業の指針となるもの)



適当であること

森林経営計画(森林所有者等)

【森林法第11条5項第3項】

(森林経営計画は) **市町村森林整備計画の内容に照ら して適当**であると認められること。

(画的まとまりを持って、森林施業のほか森林の保護 や作業路網に関する事項も含めた計画)

3 森林経営計画とは

【計画の目的】根拠法令:森林法第11条

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森 林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護につい て作成する5年を1期とする計画である。

一体的なまとまりを持った森林において、<u>計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、木材の安定供給と森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としている。</u>

※ ここで言う森林経営計画の『経営』とは、森林の施業と保護の持続的な実施 を意味しており、収支計画を含む林業経営の意味ではない。

【計画の対象となる森林】

民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とする。

【計画の作成者】

「森林所有者」又は森林組合や林業事業体など「森林の経営の委託を受けた者[※]」が、 単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができる。

※ 森林所有者は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約を締結し、森林の経営を委託することができる。なお、森林の経営の委託は、期間を定めて森林の施業と保護を委託するものであり、所有者の財産権を渡すものではない。

【計画の主な記載事項】

主な記載事項は以下のとおり。

- 1. 森林の経営に関する長期の方針
 - ※森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。[森林経営計画制度運営要領 I 9 (1)による]
- 2. 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- 3. 伐採(主伐間伐)、造林及び保育の実施計画
- 4. 森林の保護に関する事項(山火事や鳥獣、森林病害虫等からの森林の保護)
- 5. 森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- 6. 路網整備に関する事項

【計画の認定要件】

森林経営計画の内容が市町村森林整備計画の内容に照らして適当(森林計画制度に合致)であり、間伐などの森林施業の計画が、森林法施行規則で定める実施基準(森林の有する多面的機能が損なわれないよう、適正な伐採方法や量などを決めているもの)に適合していること。

【計画実行への公的支援】

森林経営計画が認定され、<u>その計画に基づき施業及び保護が実施されると</u>、森林環境 保全直接支援事業などの公的補助金を受けることができる。

●県の取り組み

【山形県森林整備長期計画】

集約化により低コストで効率的な林業を行うため、平成 31 年度までに森林経営計画の面積を 210 千 ha に増加させることを目指す。

① 森林経営計画の策定目標

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成31年度		
作成目標(ha)	28,000	75,000	150,000	210,000		

[※]数値は、山形県第2次森林整備長期計画及び林野庁報告資料より抜粋

② 森林経営計画の策定状況(平成26年10月末現在)

【単位:面積(ha)】

年度	平成 2	4年度	平成 2	5年度	平成 2	6年度	合計		
十段	計画数	面積	計画数	面積	計画数	面積	計画数	面積	
作成実績(ha)	40	23, 337	37	3, 985	10	1, 166	87	28, 488	

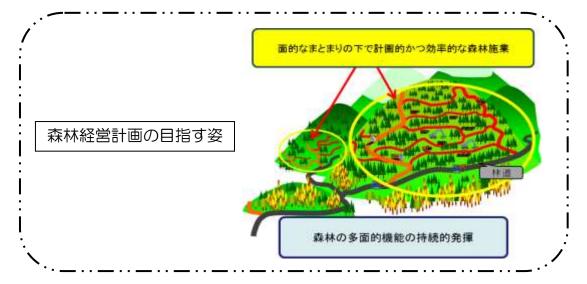
(内訳) 市町村:4 計画 (851ha)、林業公社:1 計画 (15,651ha)、森林組合:59 計画 (7,900ha)、 林業事業体:18 計画 (2,233ha)、個人その他:5 計画 (1,853ha)

③ 東北6県の森林経営計画の策定状況

県名	面積(ha)	森林簿等提供				
青森県	5, 479	×				
岩手県	125, 402	0				
宮城県	56, 912	0				
秋田県	135, 406	0				
山形県	28, 488	×				
福島県	88, 319	0				

(参考)

東北地方では、本県と青森県を除 く4県で個人情報保護審議会に 諮問を行い、森林簿情報の提供が 可能となっている。



4 林業事業体への森林簿等情報の提供

(1) 提供目的

森林施業の集約化に取り組む意欲と能力を有する林業事業体に対し、<u>森林経営計画作</u>成のために必要な森林簿等情報の提供を行うこと。

(2) 森林経営の現状 (巻末資料参照)

- ① 森林所有規模の零細性や木材価格の長期低迷などによる採算性の悪化から、森林 所有者個人による森林経営には限界が生じており、森林経営意欲は低下している。
- ② 森林所有者の高齢化、世代交代、不在村化等によって、所有界が分からない所有者も増加しており、地域の森林に対する関心が低くなっている。(例:昭和40年に植林を行った当時30歳の所有者は現在79歳)
- ③ 森林所有者の大半は、林業技術や木材販売のノウハウに乏しく、信頼できる<u>プロ</u>の担い手による経営が必要である。
- ④ 森林組合は地域森林・林業の中心的担い手としての役割を担ってきたが、今後集 約化を推し進めていくためには、森林組合だけでは困難となってきている。

(3)課題

上記のような課題の中で森林経営計画を進めるためには、全体の 90%を占める小規模な森林所有者の集約化が不可欠であり、そのためには、地域森林の管理・経営に意欲と能力のある林業事業体による森林所有者に対する積極的な働きかけなど、新たな参入が必要である。しかしながら、当該林業事業体は森林簿等情報を持ち合わせていないため、効率的かつ質の確保された森林経営にかかる提案を、積極的に森林所有者に働きかけることが困難である。

(4)県の対策

森林組合のみならず、**森林経営計画を作成しようとする意欲と能力を有する林業事業** 体に対して、森林施業の集約化を進め、森林経営計画作成ために必要な森林簿等情報の 提供を行う仕組みの構築を図る。

仕組みの構築にあたっては、森林経営計画制度運営要領^{**}を参照し、個人情報の保護 に関する条例の定めるところに従う。

※ 森林経営計画制度運営要領(平成25年3月29日林野庁長官通知 都道府県知事あて)

『森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進』

意欲ある林業経営体や林業事業体が森林所有者に対して行う森林の経営の受委託の働きかけを促進するため、都道府県知事及び市町村の長は、当該林業経営体等の情報管理体制を勘案の上、個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、森林所有者台帳及び森林計画図の提供に努めることとする。

5 提供の手続き

(1) 提供要件

① 森林経営計画を作成するための資料とすること 【利用目的】

② 適正に個人情報を管理できること 【管理能力】

③ 森林施業の集約化に取組む能力を有していること 【実施能力】

(2) 要件遵守のための対策

① 目的外利用の防止のため、申請時における目的及び提供範囲を限定すると共に、 森林経営計画の作成状況及び認定後、認定書の写しをつけて報告

【利用目的】

- ② 個人情報漏洩防止のため、個人情報管理誓約書の提出と共に、個人情報保護に関する内部規定の作成状況を確認 【管理能力】
- ③ 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に規定される「認定事業体*」であること 【実施能力】

※ 認定林業事業体(「林業労働力の確保の促進に関する法律」)

認定林業事業体は、林業労働力の確保を目的とした「林業労働力の確保の促進に関する法律」に規定されています。 知事の樹立する基本計画に基づいて、事業主が、「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画(改善計画)」を作成し、知事に認定されれば「認定林業事業体」となります。

認定林業事業体は、平成26年7月1日現在、県内に37団体(森林組合11、その他の民間企業26)あります。

(3)提供の流れ

①申請

…林業事業体が、県(本庁林業振興課又は各総合支庁森林整備課)に対し、必要な書類を添付の上、森林簿等情報の提供について申請

2審査

…県において、要領に則り、林業事業体が提供要件に合致しているかを確認

③森林簿貸与

…県の審査により適正と認められる場合に、紙又は電子データにより森林簿等情報を 提供

4使用状况等報告

…林業事業体が、県に対し森林経営計画作成の進捗状況について報告

⑤森林経営計画の作成・提出

…林業事業体が森林経営計画を作成後、市町村長等の認定書の写しを県に提出

(3)申請先

- 本庁林業振興課
- ・各総合支庁森林整備課 (申請する林業事業体の所在地が属する公所において、一連の事務手続きを実施)

6 国の施策

森林施業¹の集約化に取り組む意欲と能力を有する林業事業体²に対し、積極的に都道 府県から森林簿等情報を提供するよう国として助言を行っている。

(1) 森林・林業再生プラン (平成 21 年 12 月 25 日農林水産省公表) 森林・林業の再生に向けた改革の姿 (平成 22 年 11 月 30 日農林水産省公表)

「森林・林業再生プラン」では、意欲を有する林業事業体への経営の集中化の促進、集 約化施業や路網整備に係る同意取り付けの円滑化に向けたルールの検討が盛り込まれた。

また、**集約化に必須である森林簿情報の開示**など、プランの実現に向けた具体的方策が「森林・林業の再生に向けた改革の姿」で示された。

(森林・林業再生プランは、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」の中で 21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家プロジェクトのうちの一つ。)

(2) 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定) 「日本を元気にする規制改革100」

民間事業者による施業集約の促進のため、**意欲や能力のある林業事業体に対して森林 の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示**されるよう、平成 22 年度中に<u>都道</u>
府県に助言**を行う。※森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について(平成 22 年
12月 24 日林野庁長官通知)→ (5) により廃止

(3) 森林・林業基本計画 (平成23年7月26日閣議決定)

「施業集約化に取り組む者に対し長期の施業の受託など**森林の経営の受託に必要な情報の** 提供を進める。」

「森林経営計画の作成と計画に基づく実行のそれぞれの段階での森林組合と**民間事業体の** イコールフィッティング(公平性)の確保、林業事業体を登録・評価する仕組みの導入。」

(4) 森林法 191条(平成 23年4月 22日一部改正)

「都道府県知事は、**森林経営計画の作成及びこれらの達成ため**に必要な助言、指導、資金の融通のあっせん<u>その他の援助を行うように努める</u>こととする。」

(5)森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について(平成24年3月30日林野庁長官通知 都道府県知事あて)

「森林施業の集約化や計画的な路網整備等の促進に加え、森林の経営の受委託を円滑に進めていく観点から、これらに取り組む森林所有者、森林組合及び林業事業体に対して、都 道府県の保有する森林関連情報の提供等に積極的に取り組まれるようお願いする。」

¹ 森林施業…造林・保育・間伐・伐採・路網作設等。

² 林業事業体…森林組合と素材生産業者等の総称。

7 県の森林整備に対する施策

県民全てに恩恵をもたらしている森林などの「緑」を、県民全体で守り育てる必要がある。そのための財源として、平成19年度より「やまがた緑環境税」を導入し、管理放棄されて荒廃してしまった人工林や病虫害などで荒廃した里山林の再生などを行っている。

8 他県の状況

林野庁ホームページによれば、平成 26 年 9 月現在で既に 36 都道府県が集約化に取り組む林業事業体に対し、一定の要件を課したうえで提供可能となっており、残りの都道府県でも森林法第 191 条及び「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について(平成 24 年 3 月 30 日林野庁長官通知 都道府県知事あて)」の趣旨に則り、必要な情報の提供が可能となるような仕組みづくりを進めている。

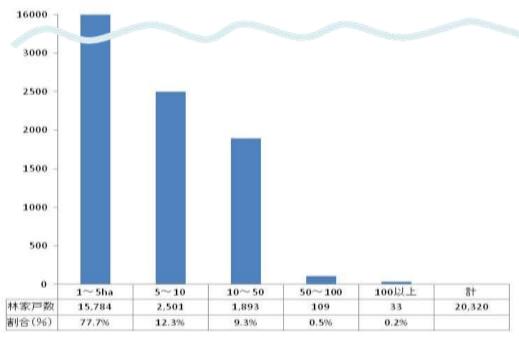
東北地方においては、本県、青森県を除く4県で既に林業事業体に対して提供が可能な仕組みとなっている(P7参照)。

(参考) 提供できる仕組みとなっていない都道府県(H26.9現在)

青森県、山形県、群馬県、富山県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、広島県、香川県、沖縄県 以上、11府県

(1) 保有山林規模別林家数

山形県内の林家(保有山林面積1ha以上の世帯)の約9割が10ha未満の保有規模であり、小規模森林所有者が多数を占める構造となっている。



【出典:農林水産省「2010年世界農林業センサス」】

(2) 丸太価格の推移

国産材の丸太価格は、昭和55年と比べてスギ丸太は約1/3に下落しており、現在は 長期低迷状態となっている。

45,000 40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0 S40 45 H2 55 12 17 21 22 23 24 スギ小丸太 スギ中丸太 スギ大丸太 -米マツ大丸太 北洋アカマソ中 ---北洋カラ中丸太

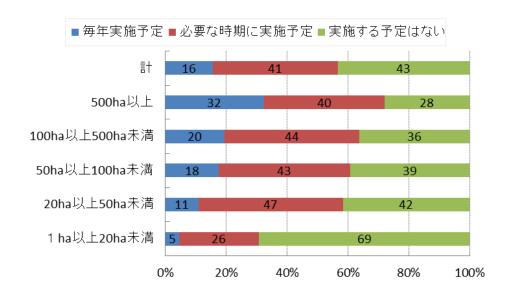
丸太価格の推移

【出典:「山形県木材統計」】

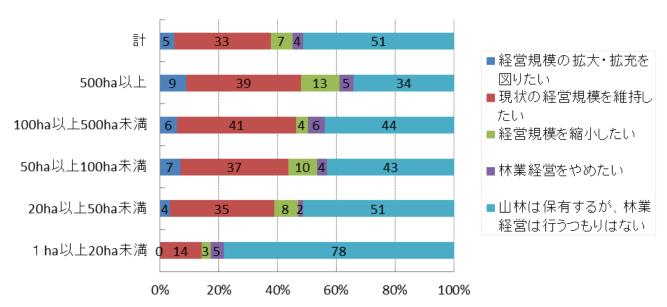
(3) 森林経営に関する意向

平成 22 年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、保有規模が 小さい林家ほど、施業に対する意欲は低い傾向にある。

〇今後5年間の森林施業の実施に関する意向



○今後の林業経営についての意向



【出典:農林水産省「H23森林・林業白書」】